

立山ブランド認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、立山町内で生産又は加工された農産物及び商品（以下「商品等」という。）の認知度と知名度の向上を図り、産業の振興と地域活性化に資することを目的とし、立山ブランド認証制度に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「認定」とは、申請により商品等について、一定の基準に適合するものを立山ブランドとして認定することをいう。

(認定委員会)

第3条 認定に関して、必要な事項を審議するために、立山ブランド認定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、組織及びその他運営に関する必要な事項等を別に定める。

(認定基準)

第4条 委員会は、認定にあたりコンセプト、独自性、品質管理、市場性、将来性、地域振興に基づき認定の基準（以下「認定基準」という。）を別に定める。

2 委員会は、必要があると認めるときは前項の認定基準について変更することができる。

(認定の申請)

第5条 認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、立山ブランド認定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を委員会に提出しなければならない。

2 認定の申請を行うことができる者は、原則として、町内に居住する個人、町内に事業所を有する法人又は団体とする。

3 認定の申請を行うことができる商品は、申請時において1年以上市場での販売実績があるものとする。

(認定の審査)

第6条 委員会は、申請を受理した場合、認定基準に基づき審査するものとする。

2 前項の審査については、申請者等から意見を聞くことができる。

(認定の決定)

第7条 委員会は、前条の規定による審査において、商品等が認定基準に適合すると認めるときは、立山ブランド商品等（以下「認定品」という。）に認定し、立山ブランド認定商品等証明書（様式第2号）を、認定を受けた者（以下「認定品取扱者」という。）に交付する。

- 2 委員会は、前条の規定による審査において、商品等が認定基準に適合しないと決定したときは、当該申請者に理由を付して通知するものとする。

(認定の期間)

第8条 認定の有効期間は、認定した日の属する年度の4月1日から起算して3年とする。

- 2 認定品取扱者は、前項の規定による有効期間終了後、引き続き認定を受けようとする場合は、再度、申請するものとする。

(認定内容の変更)

第9条 認定品取扱者は、認定品について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、立山ブランド認定商品等内容等変更届（様式第3号）を速やかに委員会に提出しなければならない。

- (1) 申請書の内容に変更が生じたとき。
- (2) 認定品の生産、製造、販売又は提供を中止又は廃止し、再開の見込みのないとき。
- (3) 認定品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(認定の表示)

第10条 認定品取扱者は、認定マークを用い、認定品に表示することができる。

- 2 委員会は、認定マークの取扱基準を別に定める。

(認定の調査及び検査)

第11条 委員会は、必要があると認めるときは、認定品の調査又は検査を行うことができる。

(認定の取り消し)

第12条 委員会は認定品が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定基準に適合しなくなったと認められるとき。
 - (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
 - (3) 前条の調査又は検査を正当な理由なく拒否したとき。
 - (4) 認定品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止又は廃止したとき。
 - (5) その他認定制度の運用に重大な支障を及ぼす行為又は信用を失墜させる行為があったとき。
- 2 認定品取扱者は、前項の規定により認定が取り消されたときは、直ちに立山ブランド認定商品等証明書を委員会に返還しなければならない。
 - 3 委員会は、認定を取り消したときは、その対象となる認定品及び認定品取扱者を公表することができる。

(認定品取扱者の責務)

第13条 認定品取扱者は、この要綱の規定を遵守し、認定品の生産、製造及び販売を通じて積極的に立山町のイメージ向上に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、立山ブランド認定商品等事故等発生通知書(様式第4号)により直ちに委員会に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 認定品取扱者は、認定品の出荷又は販売に係る実績について、毎年度3月末までの出荷販売等の実績を立山ブランド認定商品等出荷実績等報告書(様式第5号)により5月末までに委員会に報告するものとする。

(損害に関する責任)

第15条 認定品の生産、販売、提供等により事故等が発生した場合は、認定品取扱者がその損害賠償の責務を負うものとし、委員会は、その原因如何を問わず、これを負わない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。